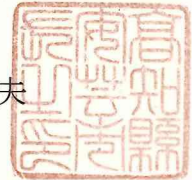


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 5 日

安芸市長 横山 幾夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
別表のとおり
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 3 月 4 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
別表のとおり
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
別表のとおり
5. 当該区域における農地中間管理機構の活用方針
農地の貸付けについて、農地中間管理機構の活用も考えていく
6. 地域農業の将来のあり方
別表のとおり